

平成 24 年 2 月 9 日
厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課
課長 西村 淳
課長補佐 新井 信義
(担当) 介護統計第一・二・三係
(電話代表) 03-5253-1111
内線 7567・7568・7569
(ダイヤルイン) 03-3595-3107

平成 22 年 介護サービス施設・事業所調査結果の概況

目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	
1 施設・事業所の状況	
(1) 開設（経営）主体別施設・事業所の構成割合	3
2 居宅サービス事業所の状況	
(1) 利用人員階級別事業所の構成割合	5
(2) 要介護（要支援）度別利用者の構成割合	6
(3) 9月中の利用者1人当たり利用回数	7
(4) 認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）の状況	8
3 介護保険施設の状況	
(1) 定員、在所者数、利用率	9
(2) 定員規模別施設数の構成割合	9
(3) 室定員別室数の構成割合	10
(4) 介護老人福祉施設におけるユニットケア（ユニット型及び一部ユニット型）の状況	10
(5) 介護老人保健施設におけるユニットケア（ユニット型及び一部ユニット型）の状況	10
(6) 要介護度別在所者の構成割合	11
4 介護保険施設の利用者の状況	
(1) 性・年齢階級別在所者数	12
(2) 在所者の認知症の状況	13
(3) 在所者の認知症と寝たきりの状況	13
(4) 退所者の入退所の経路	14
(5) 利用料の状況	15
5 訪問看護ステーションの利用者の状況	
(1) 訪問看護ステーションにおける要介護（要支援）度別利用者の状況	16
(2) 性・年齢階級別利用者数	17
(3) 同居家族の状況	17
(4) 利用者の認知症の状況	18
6 従事者の状況	
(1) 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数	19
(2) 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数	20
(3) 介護保険施設の常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数	20
統計表	21
参考表	24
用語の定義	25

平成 22 年介護サービス施設・事業所調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
アドレス（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service10/index.html>）

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 介護保険施設及び事業所

介護保険制度における全国の介護予防居宅サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、これらの施設・事業所の全数を調査客体とした（（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、医療施設がみなしで行っている（介護予防）訪問看護及び（介護予防）通所リハビリテーションを除く。）。

平成22年10月1日現在

	調査対象施設・事業所数 1)	回収施設・事業所数 2)	集計施設・事業所数 3)	回収率 2)/1)
介護予防居宅サービス事業所				
介護予防訪問介護事業所	26 085	20 773	20 299	79.6
介護予防訪問入浴介護事業所	2 223	1 916	1 841	86.2
介護予防訪問看護ステーション	5 745	5 182	5 010	90.2
介護予防通所介護事業所	25 119	22 178	22 023	88.3
介護予防通所リハビリテーション事業所	6 468	5 860	5 753	90.6
介護予防短期入所生活介護事業所	7 426	6 768	6 752	91.1
介護予防短期入所療養介護事業所	5 188	4 675	4 467	90.1
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	3 108	2 827	2 822	91.0
介護予防福祉用具貸与事業所	6 910	5 291	5 145	76.6
特定介護予防福祉用具販売事業所	7 113	5 474	5 304	77.0
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護事業所	3 441	3 057	2 879	88.8
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	2 010	1 795	1 773	89.3
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	9 814	8 735	8 643	89.0
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	4 336	3 970	3 961	91.6
居宅サービス事業所				
訪問介護事業所	26 889	21 282	20 805	79.1
訪問入浴介護事業所	2 431	2 097	2 021	86.3
訪問看護ステーション	5 903	5 306	5 119	89.9
通所介護事業所	26 028	22 885	22 738	87.9
通所リハビリテーション事業所	6 599	5 976	5 877	90.6
短期入所生活介護事業所	7 803	7 112	7 096	91.1
短期入所療養介護事業所	5 363	4 830	4 633	90.1
特定施設入居者生活介護事業所	3 274	2 979	2 974	91.0
福祉用具貸与事業所	7 136	5 391	5 202	75.5
特定福祉用具販売事業所	7 136	5 487	5 312	76.9
地域密着型サービス事業所				
夜間対応型訪問介護事業所	126	116	98	92.1
認知症対応型通所介護事業所	3 697	3 279	3 122	88.7
小規模多機能型居宅介護事業所	2 402	2 131	2 113	88.7
認知症対応型共同生活介護事業所	10 048	8 947	8 942	89.0
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	140	133	133	95.0
地域密着型介護老人福祉施設	322	302	302	93.8
居宅介護支援事業所	32 665	28 137	27 158	86.1
介護保険施設				
介護老人福祉施設	6 214	5 677	5 676	91.4
介護老人保健施設	3 698	3 382	3 382	91.5
介護療養型医療施設	2 026	1 802	1 770	88.9

注：1) 調査対象施設・事業所には、平成22年5月2日以降サービスが増加した等の施設・事業所も含む。

2) 回収施設・事業所数は、調査した結果、回収のあった施設・事業所数である。

3) 集計施設・事業所数は、回収施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

(2) 介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者

全国の介護保険施設の入所者を対象とし、全国の介護保険施設から3,135施設の抽出を行い、平成22年9月末の在所者の1/2（介護療養型医療施設である診療所については全数）及び9月中の退所者の全数を客体とした。また、全国の訪問看護ステーションの利用者を対象とし、全国の訪問看護ステーションから1,459事業所の抽出を行い、平成22年9月中の利用者の1/2を客体とした。

3 調査の時期

平成22年10月1日

4 調査事項

(1) 介護保険施設

開設・経営主体、定員、在所者数、従事者数、居室等の状況等

(2) 居宅サービス事業所

開設・経営主体、利用者数、従事者数等

(3) 利用者

要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）等

5 調査の方法及び系統

介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所等の管理者が調査票に記入する方式とした。



※調査方法及び系統について

調査票の配布・回収について、平成20年調査までは都道府県・指定都市・中核市が実施していた（一部の調査票については郵送）が、平成21年調査から厚生労働省が委託した民間事業者からの郵送に変更した。

6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のありえない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適當な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0.0

(2) 回収施設・事業所のうち活動中の施設・事業所について集計した。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 施設・事業所数は10月1日現在、利用者数は9月中の利用者の数である。

ただし、以下の事業所、施設の利用者、在所者は9月30日24時現在の数である。

- ・ 介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設
- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所
- ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

(5) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスに計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、提供している個々の事業所数に計上している。

結果の概要

この結果は、平成22年5月1日現在で把握した調査対象施設・事業所を平成22年10月1日現在の状況にて調査し、回収された施設・事業所のうち活動中の施設・事業所について集計したものである。

調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、数量を示す施設・事業所数、在所者数、利用者数、従事者数等の実数は掲載せず、平成21年以前との年次比較も行わないこととした。

1 施設・事業所の状況

(1) 開設（経営）主体別施設・事業所の構成割合

介護サービス事業所の開設（経営）主体別の構成割合をみると、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は「営利法人（会社）」が最も多くなっている。

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）では「社会福祉法人」が48.6%と最も多く、居宅介護支援事業所では「営利法人（会社）」が39.4%と最も多くなっている。（表1、図1）

介護保険施設の開設主体別の構成割合をみると、介護老人福祉施設は「社会福祉法人」が92.5%と最も多く、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設では「医療法人」が73.8%、80.7%と最も多くなっている（表2）。

表1 開設（経営）主体別事業所の構成割合

平成22年10月1日現在

	構成割合（％）									
	総数	地方公共団体	公的・社会保険関係団体	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	協同組合	営利法人（会社）	特定非営利活動法人（NPO）	その他
居宅サービス事業所										
（訪問系）										
訪問介護	100.0	0.5	...	24.9	6.6	1.2	3.3	57.3	5.7	0.6
訪問入浴介護	100.0	0.5	...	45.7	1.9	0.7	0.8	49.4	0.8	0.1
訪問看護ステーション	100.0	3.6	3.2	8.5	40.7	13.9	3.7	24.5	1.4	0.4
（通所系）										
通所介護	100.0	1.1	...	39.1	7.8	0.5	1.9	43.7	5.4	0.5
通所リハビリテーション	100.0	2.9	1.5	9.5	76.7	3.1	...	0.1	...	6.3
介護老人保健施設	100.0	3.7	2.1	16.8	73.5	3.1	0.8
医療施設	100.0	2.0	0.8	1.4	80.3	3.1	...	0.1	...	12.3
（その他）										
短期入所生活介護	100.0	3.0	...	84.7	3.1	0.0	0.4	8.1	0.5	0.1
短期入所療養介護	100.0	4.4	1.8	11.5	76.4	3.0	...	-	...	2.8
介護老人保健施設	100.0	3.9	2.2	16.3	73.9	3.1	0.8
医療施設	100.0	5.6	1.1	0.8	82.1	2.9	...	-	...	7.5
特定施設入居者生活介護	100.0	1.4	...	26.9	2.3	0.6	0.3	67.3	0.3	0.8
福祉用具貸与	100.0	0.0	...	3.0	1.7	0.3	2.6	91.1	0.9	0.5
特定福祉用具販売	100.0	0.0	...	1.4	1.1	0.3	2.4	93.6	0.8	0.4
地域密着型サービス事業所										
夜間対応型訪問介護	100.0	1.0	...	20.4	13.3	3.1	1.0	56.1	5.1	-
認知症対応型通所介護	100.0	0.5	...	50.3	12.9	0.9	1.6	27.2	6.3	0.2
小規模多機能型居宅介護	100.0	0.0	...	32.4	15.0	0.7	1.3	43.3	6.8	0.4
認知症対応型共同生活介護	100.0	0.1	...	23.5	18.2	0.4	0.4	52.3	4.9	0.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	-	...	27.8	10.5	0.8	0.8	56.4	3.0	0.8
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	10.6	-	89.4
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	100.0	30.4	...	48.6	11.5	4.0	1.1	3.7	0.6	0.2
居宅介護支援事業所	100.0	1.4	...	29.8	19.0	3.1	3.0	39.4	3.5	0.8

注：訪問看護ステーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、地域密着型介護老人福祉施設については、開設主体であり、それ以外は、経営主体である。

図1 経営主体別事業所数（構成割合）の年次推移

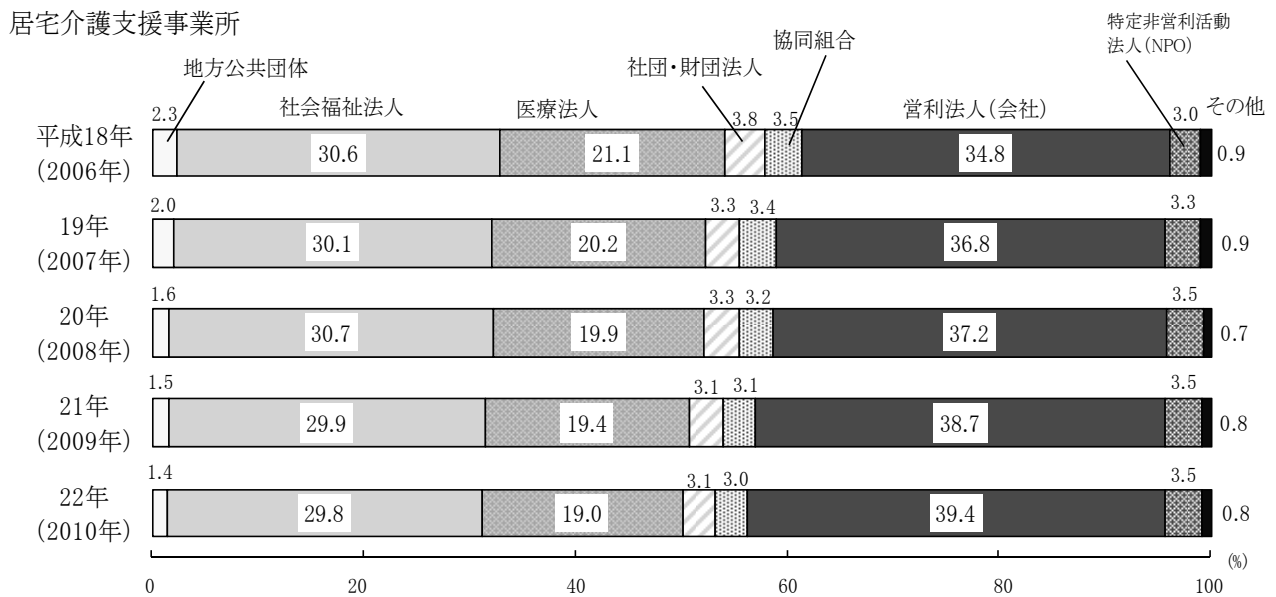
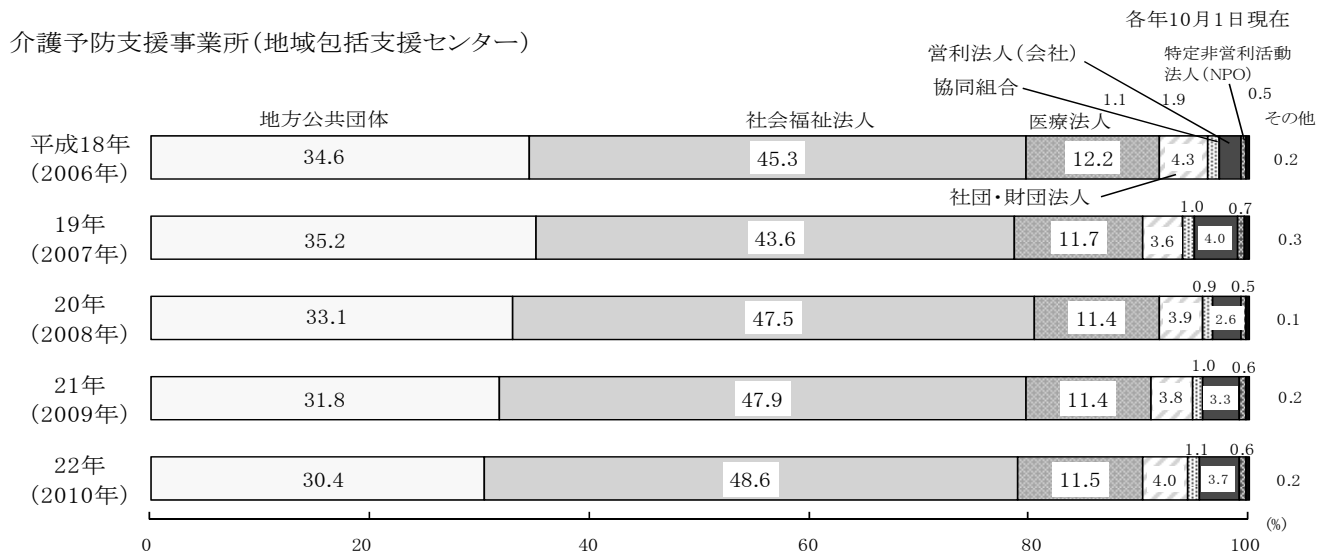


表2 開設主体別施設の構成割合

平成22年10月1日現在

	構成割合 (%)										
	総数	都道府県	市区町村	広域連合・一部事務組合	日本赤十字社・社会保険関係団体	社会福祉協議会	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	その他の法人	その他
介護保険施設											
介護老人福祉施設	100.0	0.6	5.0	1.7	0.1	0.1	92.5	・	・	...	・
介護老人保健施設	100.0	0.0	3.8	0.6	2.1	-	16.0	73.8	2.9	0.8	0.0
介護療養型医療施設	100.0	-	5.1	0.6	1.1	-	1.1	80.7	2.8	0.5	8.2

2 居宅サービス事業所の状況

(1) 利用人員階級別事業所の構成割合

平成 22 年 9 月中の利用人員階級別に事業所数の構成割合をみると、介護予防サービスでは「1～9 人」の事業所が多くなっており、介護サービスでは「1～19 人」、「20～39 人」の事業所が多くなっている。

1 事業所当たりの利用者数をみると、介護予防サービスでは介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が 198.4 人、介護予防通所リハビリテーションが 18.6 人、介護予防訪問介護が 18.0 人となっている。また、介護サービスでは居宅介護支援事業所が 65.9 人、通所リハビリテーションが 59.5 人、訪問看護ステーションが 58.7 人となっている。（表 3、表 4）

表 3 介護予防サービスの種類別にみた利用人員階級別事業所数の構成割合

(介護予防サービス) (単位:%)		平成22年10月1日現在										
	総数	利用者なし	1～9人	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80人以上	9月中の1事業所当たり利用者数(人)
介護予防居宅サービス事業所												
(訪問系)												
介護予防訪問介護	100.0	8.3	36.2	26.7	13.2	7.1	3.6	1.9	1.0	0.6	1.5	18.0
介護予防訪問入浴介護	100.0	84.7	15.3	-	-	-	-	-	-	-	-	1.3
介護予防訪問看護ステーション	100.0	15.6	73.2	8.9	1.6	0.4	0.2	0.1	0.0	-	0.0	5.3
(通所系)												
介護予防通所介護	100.0	5.5	42.5	28.5	13.1	5.3	2.3	1.2	0.6	0.3	0.7	14.8
介護予防通所リハビリテーション	100.0	3.9	31.4	31.5	16.8	7.7	3.8	2.0	1.1	0.7	1.1	18.6
介護老人保健施設	100.0	4.5	31.9	31.6	16.5	7.6	3.7	1.9	0.8	0.6	1.0	18.1
医療施設	100.0	3.3	30.9	31.4	17.1	7.8	3.9	2.1	1.6	0.8	1.2	19.1
(その他)												
介護予防短期入所生活介護	100.0	44.9	54.6	0.5	0.1	-	-	-	-	-	-	2.3
介護予防短期入所療養介護	100.0	82.3	17.6	0.1	-	-	-	-	-	-	-	1.5
介護老人保健施設	100.0	76.6	23.2	0.2	-	-	-	-	-	-	-	1.5
医療施設	100.0	95.6	4.4	-	-	-	-	-	-	-	-	1.3
介護予防福祉用具貸与	100.0	19.2	32.3	13.7	8.4	5.1	3.9	2.5	1.8	1.7	11.5	48.6
介護予防特定施設入居者生活介護	100.0	14.2	63.4	17.8	3.3	0.9	0.1	0.0	0.1	-	0.1	7.5
地域密着型介護予防サービス事業所												
介護予防認知症対応型通所介護	100.0	85.4	14.5	-	0.1	-	-	-	-	-	-	1.8
介護予防小規模多機能型居宅介護	100.0	28.5	70.2	1.2	-	-	-	-	-	-	-	2.9
介護予防認知症対応型共同生活介護	100.0	92.9	6.8	0.3	0.0	-	-	-	-	-	-	2.0
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	100.0	3.0	2.3	2.1	2.4	2.2	2.8	2.8	3.7	3.7	74.9	198.4

注：1) 介護予防訪問看護ステーションには、健康保険法等のみによる利用者を含まない。
2) 介護予防短期入所生活介護は、空床利用型の事業所を含まない。
3) 「9月中の1事業所当たり利用者数(人)」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。

表 4 介護サービスの種類別にみた利用人員階級別事業所数の構成割合

(介護サービス) (単位:%)		平成22年10月1日現在										
	総数	利用者なし	1～19人	20～39	40～59	60～79	80～99	100～119	120～139	140～159	160人以上	9月中の1事業所当たり利用者数(人)
居宅サービス事業所												
(訪問系)												
訪問介護	100.0	1.6	34.3	33.1	16.6	7.3	3.2	1.5	0.8	0.5	1.2	36.4
訪問入浴介護	100.0	3.0	45.0	22.9	12.3	6.9	3.9	2.3	1.7	0.9	1.2	34.7
訪問看護ステーション	100.0	1.0	10.5	27.1	24.3	15.7	9.3	4.4	2.8	2.0	3.1	58.7
(通所系)												
通所介護	100.0	1.0	22.0	30.7	21.7	14.8	6.5	2.0	0.6	0.2	0.4	42.8
通所リハビリテーション	100.0	0.9	10.8	22.3	24.0	18.3	12.4	5.1	2.8	1.4	1.9	59.5
介護老人保健施設	100.0	0.7	6.9	17.2	23.2	20.3	15.4	7.1	3.9	2.3	3.0	68.5
医療施設	100.0	1.1	15.0	27.9	24.9	16.1	9.2	2.9	1.7	0.4	0.8	49.5
(その他)												
短期入所生活介護	100.0	1.5	20.1	35.6	23.6	12.4	4.1	1.4	0.7	0.2	0.4	40.8
短期入所療養介護	100.0	29.4	52.1	13.4	3.2	1.2	0.3	0.2	0.0	0.0	0.1	15.6
介護老人保健施設	100.0	12.3	62.4	18.5	4.4	1.7	0.4	0.2	0.0	0.0	0.1	16.7
医療施設	100.0	67.6	29.2	2.2	0.7	0.1	0.1	0.1	-	-	-	8.7
福祉用具貸与	100.0	8.4	22.0	11.7	8.2	6.0	5.3	3.6	3.8	3.0	28.0	173.2
特定施設入居者生活介護	100.0	0.8	19.7	43.4	25.7	6.8	2.1	0.6	0.5	0.1	0.2	36.2
地域密着型サービス事業所												
夜間対応型訪問介護	100.0	11.2	39.8	22.4	7.1	8.2	3.1	-	1.0	-	4.1	38.7
認知症対応型通所介護	100.0	6.6	58.7	31.4	2.5	0.5	0.1	-	0.0	-	0.1	17.4
小規模多機能型居宅介護	100.0	0.8	65.1	34.1	-	-	-	-	-	-	-	16.8
認知症対応型共同生活介護	100.0	0.8	93.1	6.0	0.1	-	-	-	-	-	-	14.4
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	2.3	34.6	63.2	-	-	-	-	-	-	-	20.6
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	0.0	12.6	87.4	-	-	-	-	-	-	-	25.0
居宅介護支援事業所	100.0	1.7	13.4	25.5	15.9	13.8	10.0	6.8	4.5	2.9	5.6	65.9

注：1) 訪問看護ステーションには、健康保険法等の利用者を含む。
2) 短期入所生活介護は、空床利用型の事業所を含まない。
3) 「9月中の1事業所当たり利用者数(人)」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。

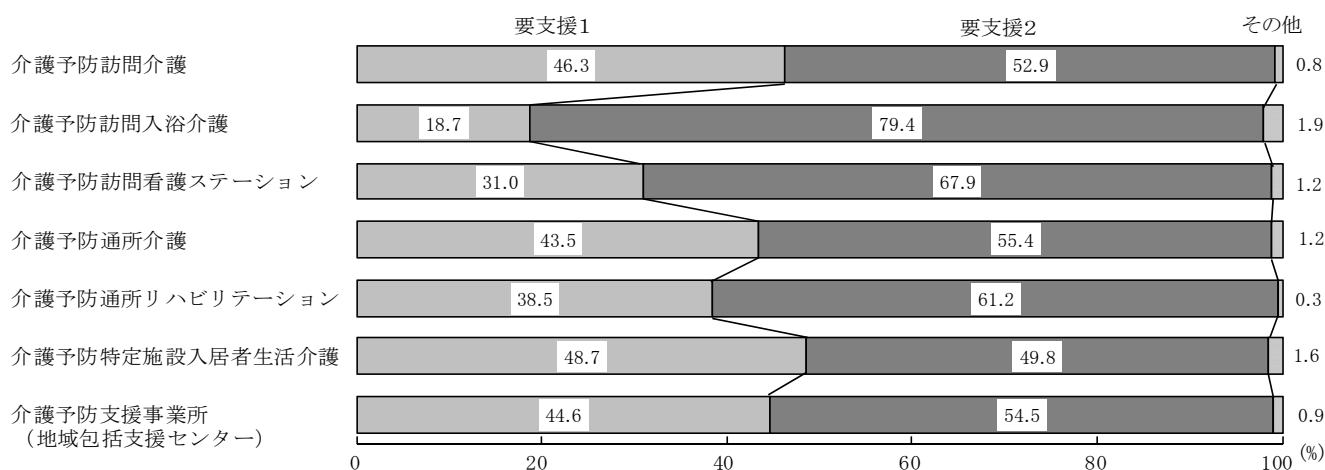
(2) 要介護（要支援）度別利用者の構成割合

介護予防サービスの要支援度別利用者の構成割合をみると、「要支援2」が多くなっている（図2）。

介護サービスの要介護度別利用者の構成割合をみると、訪問入浴介護、訪問看護ステーションでは「要介護5」が最も多くなっている（図3）。

図2 介護予防サービスの種類別にみた要支援度別利用者の構成割合

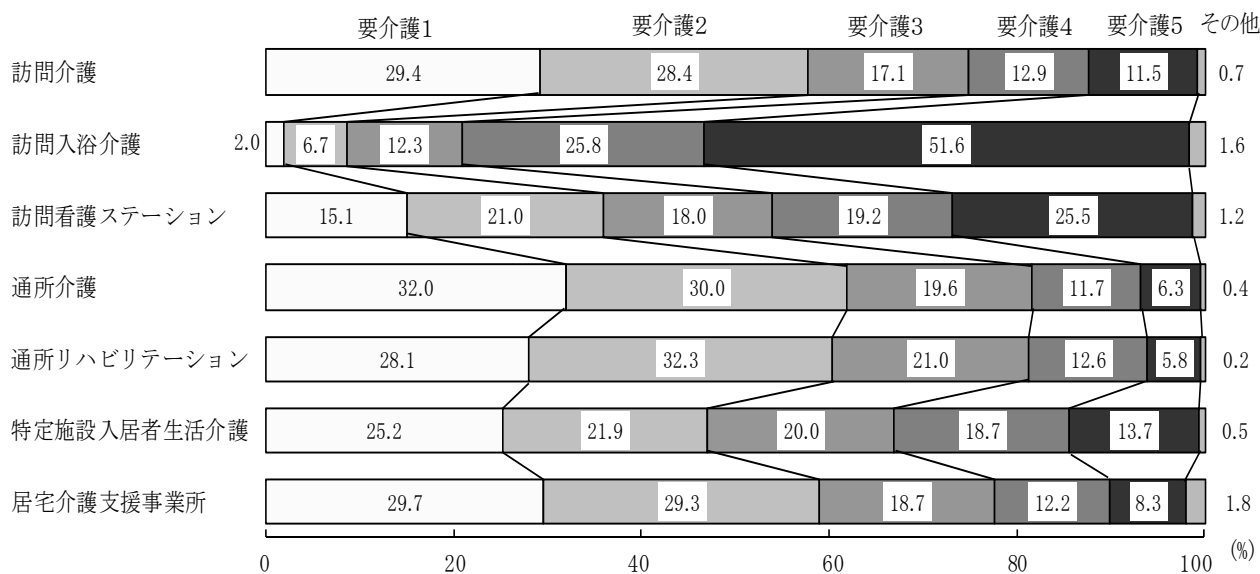
平成22年9月



- 注：1) 「その他」は要支援認定申請中等である。
 2) 介護予防訪問看護ステーションには、健康保険法等のみによる利用者を含まない。
 3) 介護予防特定施設入居者生活介護は9月末日の利用者である。

図3 介護サービスの種類別にみた要介護度別利用者の構成割合

平成22年9月



- 注：1) 「その他」は要介護認定申請中等である。
 2) 訪問看護ステーションには、健康保険法等のみによる利用者を含まない。
 3) 特定施設入居者生活介護は9月末日の利用者である。

(3) 9月中の利用者1人当たり利用回数

平成22年9月中の利用者1人当たり利用回数をみると、小規模多機能型居宅介護が28.9回、訪問介護が16.9回となっている(表5)。

表5 介護予防サービス・介護サービスの種類別にみた9月中の利用者1人当たり利用回(日)数

		各年9月中	
		平成22年	平成21年
介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防居宅サービス事業所 (訪問系)		
	介護予防訪問介護	6.2	6.0
	介護予防訪問入浴介護	4.1	4.2
	介護予防訪問看護ステーション	4.0	3.9
	(通所系)		
	介護予防通所介護	5.6	5.4
	介護予防通所リハビリテーション	5.8	5.7
	介護老人保健施設	5.9	5.8
	医療施設	5.8	5.6
	(その他)		
	介護予防短期入所生活介護	5.2	5.3
	介護予防短期入所療養介護	4.9	4.8
	介護老人保健施設	4.9	4.8
	医療施設	5.6	4.9
介護予防地域密着型サービス事業所			
介護予防認知症対応型通所介護	5.5	5.0	
介護予防小規模多機能型居宅介護	15.0	14.9	
介護 サ ー ビ ス	居宅サービス事業所		
	(訪問系)		
	訪問介護	16.9	16.1
	訪問入浴介護	4.7	4.7
	訪問看護ステーション	6.0	5.8
	(通所系)		
	通所介護	8.5	8.1
	通所リハビリテーション	8.2	8.0
	介護老人保健施設	8.2	8.1
	医療施設	8.2	7.9
	(その他)		
	短期入所生活介護	9.4	9.3
	短期入所療養介護	7.2	7.4
	介護老人保健施設	7.2	7.4
医療施設	8.1	7.5	
地域密着型サービス事業所			
夜間対応型訪問介護	5.4	5.0	
認知症対応型通所介護	9.5	9.0	
小規模多機能型居宅介護	28.9	27.9	

注：1) 介護予防訪問看護ステーションには、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

2) 訪問看護ステーションには、健康保険法等の利用者を含む。

3) (介護予防)短期入所生活介護は、空床利用型の利用者を含まない。

4) (介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護の「1人当たり利用回数」は「1人当たり利用日数」である。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）の状況

認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）数の構成割合をみると、「1ユニット」が39.6%、「2ユニット」が54.2%となっている。また、平均ユニット数は1.7ユニットとなっており、1ユニットあたりの定員は8.9人となっている。（表6）

表6 経営主体別にみた認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）の状況

平成22年10月1日現在

	構成割合 (%)				平均 ユニット数	1ユニット 当たりの 定員 (人)
	事業所数	共同生活住居（ユニット）数				
		1ユニット	2ユニット	3ユニット 以上		
総数	100.0	39.6	54.2	6.2	1.7	8.9
地方公共団体	100.0	91.7	8.3	-	1.1	8.8
社会福祉法人	100.0	52.5	42.4	5.1	1.5	8.9
医療法人	100.0	34.3	56.5	9.3	1.8	8.9
社団・財団法人	100.0	47.1	41.2	11.8	1.6	8.8
協同組合	100.0	69.4	30.6	-	1.3	8.7
営利法人（会社）	100.0	32.7	61.2	6.1	1.7	8.9
特定非営利活動法人(NPO)	100.0	65.2	33.0	1.8	1.4	8.8
その他	100.0	57.1	33.3	9.5	1.5	8.7

注：共同生活住居（ユニット）とは、認知症の状態にある要介護者が共同生活を営むべき住居をいい、居室、居間、食堂、台所、浴室等の設備のあるものをいう。

3 介護保険施設の状況

(1) 定員、在所要者数、利用率

介護保険施設の種類ごとに1施設当たりの定員をみると、介護老人福祉施設は71.1人、介護老人保健施設は90.7人、介護療養型医療施設は44.2人となっており、1施設当たりの在所要者数は、それぞれ69.8人、83.6人、41.5人で、利用率は3施設とも9割を超えている(表7)。

介護保険施設における在所要者数の構成割合を年次推移でみると、介護療養型医療施設は年々減少し、平成22年では9.8%となっている(表8)。

表7 施設の種類の別みた1施設当たりの定員、在所要者数、利用率

平成22年10月1日現在

	1施設当たりの定員(人)	1施設当たりの在所要者数(人)	利用率(%)
介護老人福祉施設	71.1	69.8	98.3
介護老人保健施設	90.7	83.6	92.2
介護療養型医療施設	44.2	41.5	93.9
(再掲) 診療所	8.9	7.0	78.7

注:介護療養型医療施設における「定員」は介護指定病床数である。

表8 介護保険施設における在所要者数(構成割合)の年次推移

(単位:%) 各年10月1日現在

	平成22年	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年
介護老人福祉施設	52.7	52.4	52.0	51.1	50.1
介護老人保健施設	37.6	37.1	36.5	36.0	35.8
介護療養型医療施設	9.8	10.5	11.6	13.0	14.2

注:介護保険施設における在所要者数の割合は、介護保険施設の在所要者数の合計を100%とした割合である。

(2) 定員規模別施設数の構成割合

介護保険施設の定員規模別に施設数の構成割合をみると、介護老人福祉施設は「50~59人」が39.0%、介護老人保健施設は「100~109人」が40.1%、介護療養型医療施設は「1~9人」が19.5%と、それぞれ最も多くなっている(表9)。

表9 定員規模別にみた施設数の構成割合

各年10月1日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設	
	構成割合(%)		構成割合(%)		構成割合(%)	
	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1~9人	・	・	0.1	0.1	19.5	20.4
10~19	・	・	0.9	0.4	19.3	19.2
20~29	・	・	1.3	1.0	10.5	9.7
30~39	3.2	3.3	0.5	0.5	9.3	9.0
40~49	1.3	1.3	1.1	1.1	10.1	9.7
50~59	39.0	39.9	9.0	9.2	7.7	8.1
60~69	7.1	7.0	4.7	4.9	6.9	7.0
70~79	9.7	9.5	6.7	6.6	1.8	1.5
80~89	18.0	18.1	15.7	15.9	1.5	1.4
90~99	3.9	3.7	8.5	8.7	2.7	2.8
100~109	10.3	10.2	40.1	40.5	2.4	2.4
110~119	2.1	2.0	1.2	1.1	1.8	1.8
120~129	1.8	1.7	2.3	2.1	1.5	1.5
130~139	1.1	1.0	0.9	1.0	0.4	0.5
140~149	0.4	0.4	1.2	1.2	0.4	0.6
150人以上	1.8	1.8	5.7	5.6	4.2	4.3

注:介護療養型医療施設における「定員」は介護指定病床数である。

(3) 室定員別室数の構成割合

介護保険施設の種類ごとに室定員別室数の構成割合をみると、介護老人福祉施設では「個室」が 63.1%と最も多く、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設では「4 人室」がそれぞれ 42.9%、51.7%と最も多くなっている（表 10）。

表 10 施設の種別別にみた室定員別室数の構成割合

各年10月1日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設	
	構成割合(%)		構成割合(%)		構成割合(%)	
	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
個 室	63.1	61.7	41.9	41.4	19.9	20.7
ユニット型	44.8	42.8	11.7	10.9	0.2	0.3
その他	18.4	18.9	30.3	30.5	19.7	20.3
2人室	10.6	11.0	13.2	13.3	18.1	18.0
ユニット型	0.1	0.1	0.0	0.0	-	-
その他	10.5	10.9	13.2	13.3	18.1	18.0
3人室	1.0	1.0	2.0	1.9	10.3	10.0
4人室	24.9	25.8	42.9	43.4	51.7	51.2
5人以上室	0.4	0.4	・	・	0.1	0.1

注:「ユニット型」とはユニットの中の居室(療養室)であり、「その他」とはユニット型以外の居室(療養室)である。

(4) 介護老人福祉施設におけるユニットケア（ユニット型及び一部ユニット型）の状況

介護老人福祉施設におけるユニットケアの状況をみると、ユニットケアを実施している施設は 30.5%で、そのうち「ユニット型」が 19.8%、「一部ユニット型」が 10.7%となっており、平均ユニット数はそれぞれ 7.3、3.3 となっている（表 11）。

表 11 介護老人福祉施設におけるユニットケアの状況

平成22年10月1日現在

	総 数	ユニット型	一部ユニット型
ユニットケア実施施設数の割合 (%)	30.5	19.8	10.7
ユニットケア実施施設の定員の割合 (%)	24.2	19.5	4.7
平 均 ユ ニ ッ ト 数	5.9	7.3	3.3
1 ユ ニ ッ ト 当 た り の 定 員 (人)	9.7	9.8	9.7

注:1) 介護老人福祉施設におけるユニットとは、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により、一体的に構成される場所をいう。
2) 平均ユニット数は、ユニットケアを実施する施設におけるユニット数の平均である。

(5) 介護老人保健施設におけるユニットケア（ユニット型及び一部ユニット型）の状況

介護老人保健施設におけるユニットケアの状況をみると、ユニットケアを実施している施設は 9.0%で、そのうち「ユニット型」が 3.2%、「一部ユニット型」が 5.8%となっており、平均ユニット数はそれぞれ 7.8、3.1 となっている（表 12）。

表 12 介護老人保健施設におけるユニットケアの状況

平成22年10月1日現在

	総 数	ユニット型	一部ユニット型
ユニットケア実施施設数の割合 (%)	9.0	3.2	5.8
ユニットケア実施施設の定員の割合 (%)	4.8	2.7	2.0
平 均 ユ ニ ッ ト 数	4.8	7.8	3.1
1 ユ ニ ッ ト 当 た り の 定 員 (人)	10.0	10.0	10.0

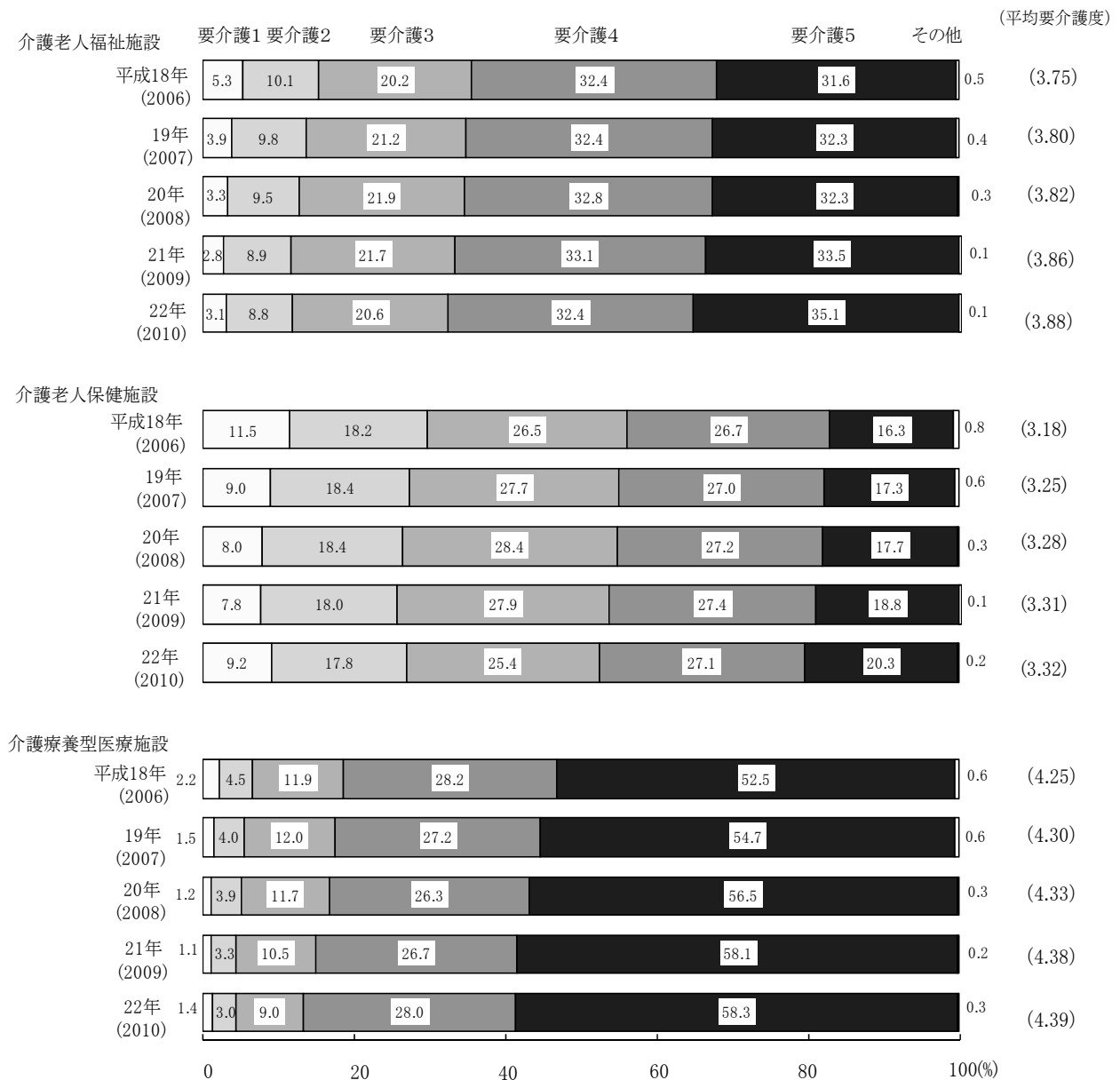
注:1) 介護老人保健施設におけるユニットとは、少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により、一体的に構成される場所をいう。
2) 平均ユニット数は、ユニットケアを実施する施設におけるユニット数の平均である。

(6) 要介護度別在所者の構成割合

介護保険施設の種類ごとに平成 22 年の要介護度別在所者の構成割合をみると、介護老人福祉施設では「要介護5」が 35.1%、介護老人保健施設では「要介護4」が 27.1%と最も多い。介護療養型医療施設では「要介護5」が 58.3%で最も多く、在所者数の5割を超えている。また、介護保険施設の入所者の要介護度が重度化してきている。(図4)

図4 要介護度別に見た在所者（構成割合）の年次推移

各年 10 月 1 日現在



注1)：平均要介護度は以下の算式により計算した。

$$\text{平均要介護度} = \frac{\text{在所者の要介護度の合計}}{\text{要介護1～5までの在所者数の合計}}$$

2)：「その他」は、要介護認定を受けていない者（要介護認定申請中）等である。

4 介護保険施設の利用者の状況

調査対象期間中（平成22年9月1日～30日）に介護保険施設を利用した者の推計数である。

(1) 性・年齢階級別在所要者数

平成22年9月末の在所要者を性別にみると「男」が22.2%、「女」が77.8%となっている。

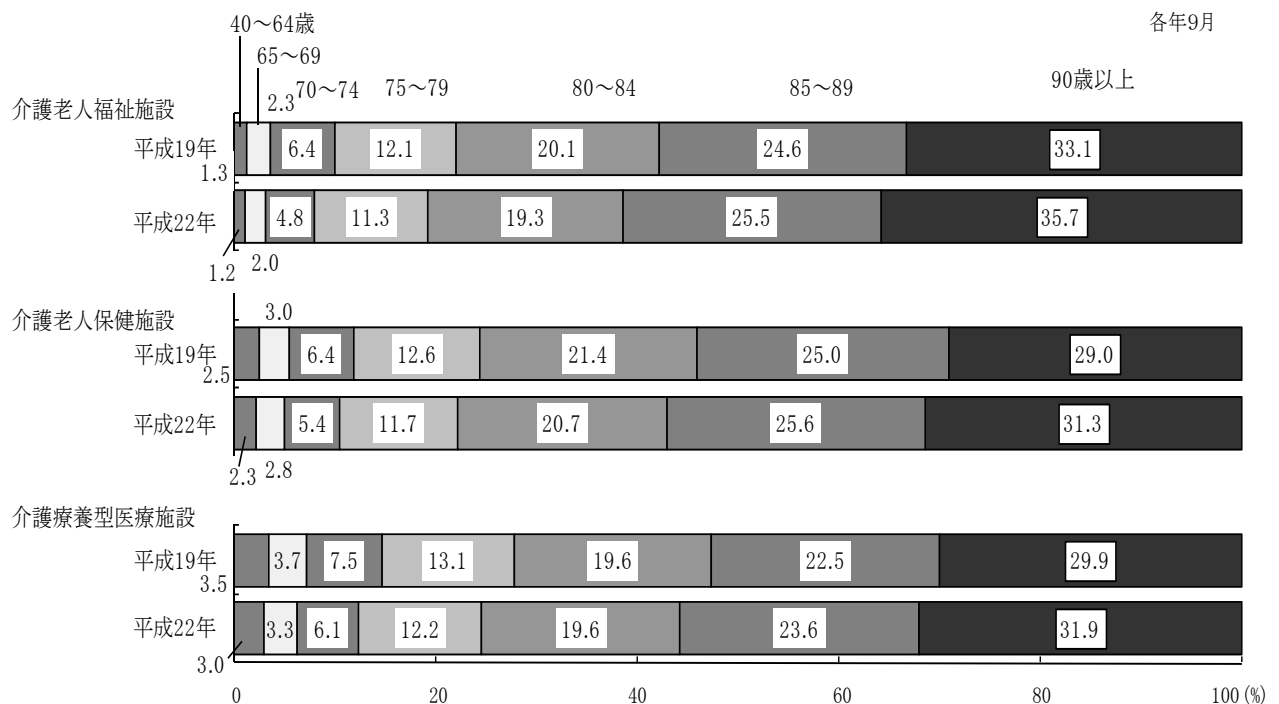
年齢階級別にみると介護老人福祉施設では「90歳以上」が35.7%、「85～89歳」が25.5%、介護老人保健施設では「90歳以上」が31.3%、「85～89歳」が25.6%、介護療養型医療施設では「90歳以上」が31.9%、「85～89歳」が23.6%となっている。（表13、図5）

表13 性・年齢階級別在所要者数の構成割合

	平成22年9月 構成割合 (%)			
	介護保険施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
男	22.2	20.2	23.9	26.6
女	77.8	79.8	76.1	73.4
40～64歳	1.8	1.2	2.3	3.0
65～69	2.4	2.0	2.8	3.3
70～74	5.1	4.8	5.4	6.1
75～79	11.5	11.3	11.7	12.2
80～84	19.9	19.3	20.7	19.6
85～89	25.3	25.5	25.6	23.6
90歳以上	33.7	35.7	31.3	31.9

注：総数には年齢不詳を含む。

図5 年齢階級別在所要者数の構成割合



(2) 在所者の認知症の状況

在所者の認知症高齢者の日常生活自立度をみると、介護老人福祉施設は「ランクⅢ」が38.1%、「ランクⅣ」が27.8%、介護老人保健施設は「ランクⅢ」が37.8%、「ランクⅡ」が30.2%、介護療養型医療施設は「ランクⅣ」が40.6%、「ランクⅢ」が32.9%となっている（表14）。

表 14 認知症のランク別に見た在所者数の構成割合

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設	
	構成割合(%)		構成割合(%)		構成割合(%)	
	平成22年	平成19年	平成22年	平成19年	平成22年	平成19年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
認知症あり	96.4	96.0	95.0	93.2	96.8	96.4
ランクⅠ	5.3	6.3	10.3	11.7	2.7	4.2
ランクⅡ	19.2	20.0	30.2	29.2	10.1	12.0
ランクⅢ	38.1	34.6	37.8	36.5	32.9	32.5
ランクⅣ	27.8	29.3	14.5	13.6	40.6	36.7
ランクⅤ	6.0	5.8	2.2	2.1	10.4	11.0
認知症なし	1.9	3.2	4.2	6.3	2.2	3.1

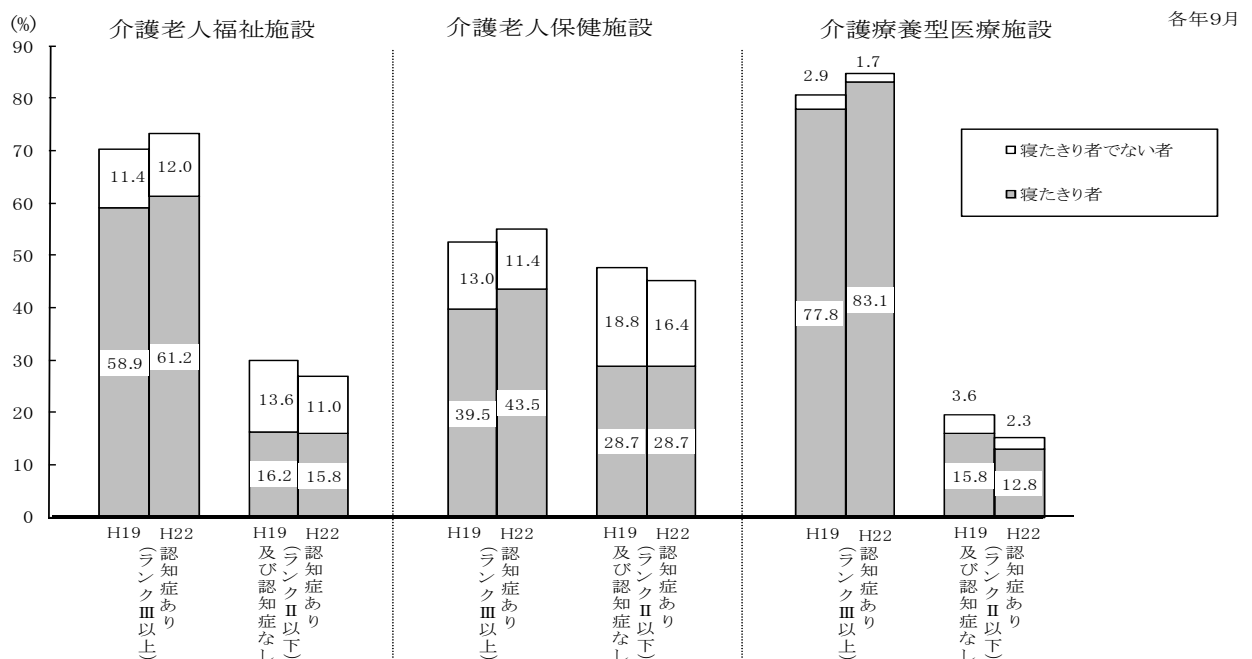
注：1）総数には認知症の状況不詳を含む。

2）「認知症あり」のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。

(3) 在所者の認知症と寝たきりの状況

在所者の認知症と寝たきりの状況をみると、「認知症あり（ランクⅢ以上）で寝たきり者」は、介護老人福祉施設では61.2%、介護老人保健施設では43.5%、介護療養型医療施設では83.1%となっている（図6）。

図6 在所者の認知症と寝たきりの割合



注：1）全在所者を100とする（寝たきり者の状況及び認知症の状況の不詳を除く）。

2）寝たきり者とは、ランクBとランクCをあわせた者をいう。

（「寝たきり」のランクは、「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」による。）

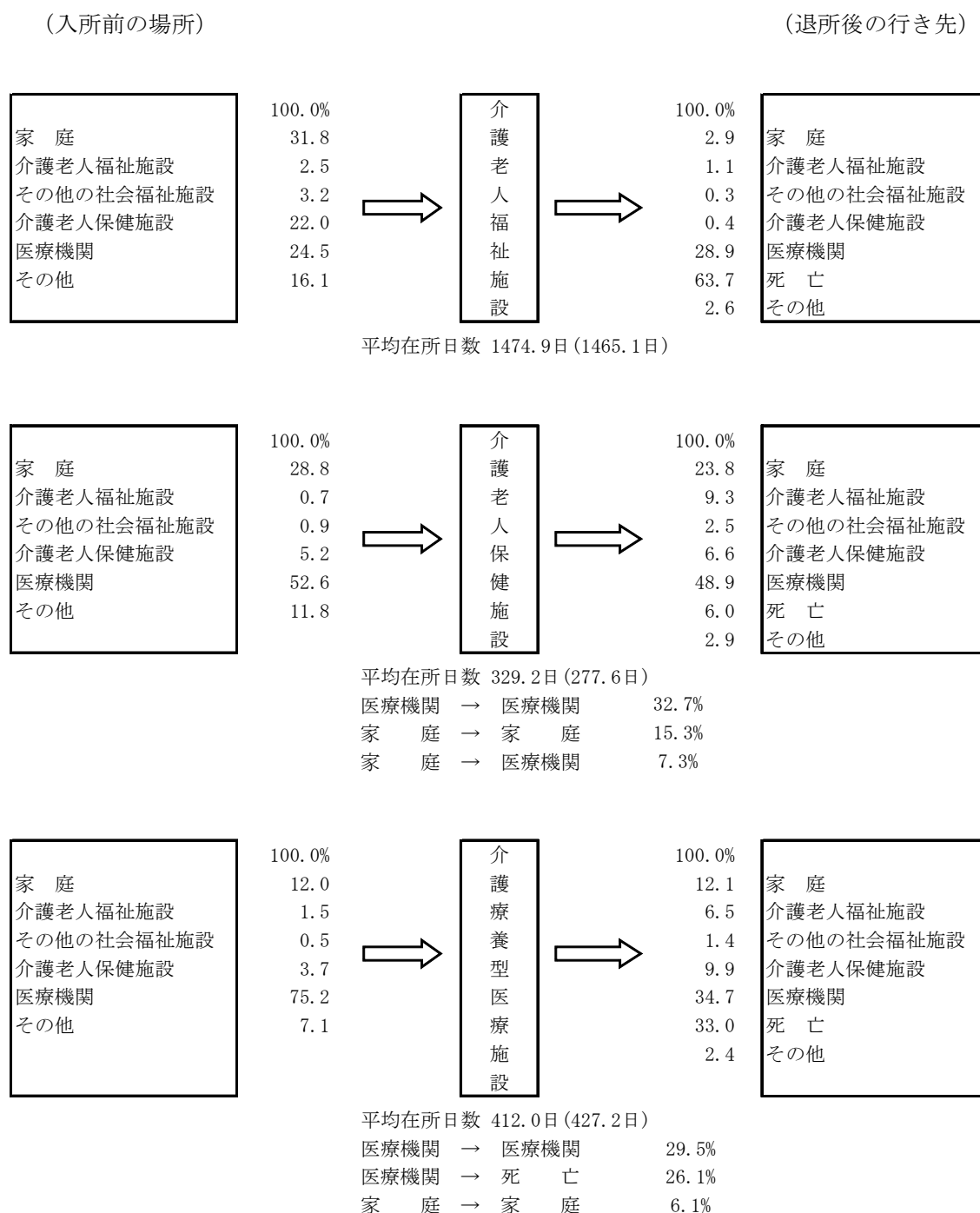
(4) 退所者の入退所の経路

平成22年9月中の退所者について入所前の場所をみると、介護老人福祉施設は「家庭」31.8%、介護老人保健施設は「医療機関」52.6%、介護療養型医療施設は「医療機関」75.2%となっている。

また、退所後の行き先をみると、介護老人福祉施設では「死亡」が63.7%、介護老人保健施設では「医療機関」48.9%、介護療養型医療施設では「医療機関」34.7%となっている。(図7)

図7 退所者の入退所の経路

平成22年9月



注：1) 「その他」には不詳を含む。
2) 平均在所日数の()内は、平成19年の数値である。
3) 各施設ごとの退所者数を100とした割合である。

(5) 利用料の状況

平成22年9月中の在所者の1人当たり平均利用料をみると、介護老人福祉施設で61,054円、介護老人保健施設で78,561円、介護療養型医療施設で85,067円となっている（表15）。

利用料の内訳をみると、介護老人福祉施設、介護老人保健施設は食費と居住費で利用料全体の5割を超えており、介護療養型医療施設においても4割を超えている（図8）。

表 15 要介護度別 1人当たり平均利用料

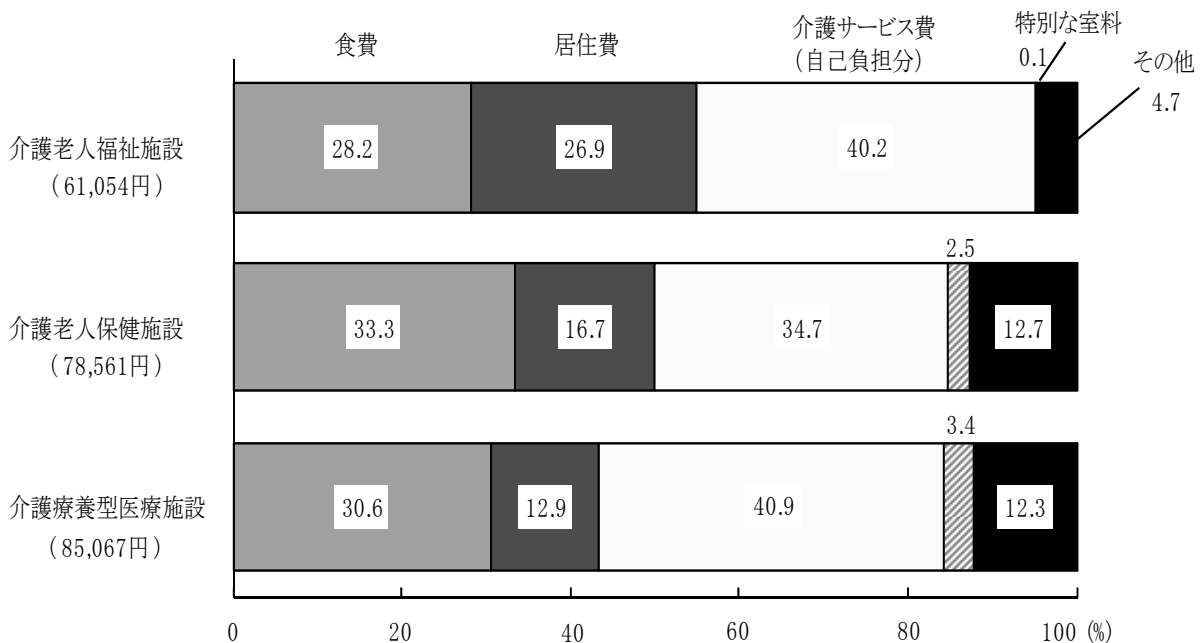
	平成22年9月		
(単位:円)	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
総 数	61,054	78,561	85,067
要介護1	56,813	73,011	77,339
要介護2	59,394	75,267	83,015
要介護3	61,067	78,478	82,715
要介護4	61,564	80,190	83,519
要介護5	61,377	81,949	86,581

注：1）総数にはその他を含む。

2）利用料は、食費、居住費、介護サービス費（自己負担分）、特別な室料、特別な食費、理美容費、日常生活品費、教養娯楽費、私物の洗濯費、あずかり金の管理費等の合計をいう。

図8 利用料の構成割合

平成 22 年9月



注：1）（ ）内は、各介護保険施設における在所者1人当たりの平均利用料である。

2）「その他」は、特別な食費、理美容費、日常生活品費、教養娯楽費、私物の洗濯費、あずかり金の管理費等の合計をいう。

5 訪問看護ステーションの利用者の状況

(1) 訪問看護ステーションにおける要介護（要支援）度別利用者の状況

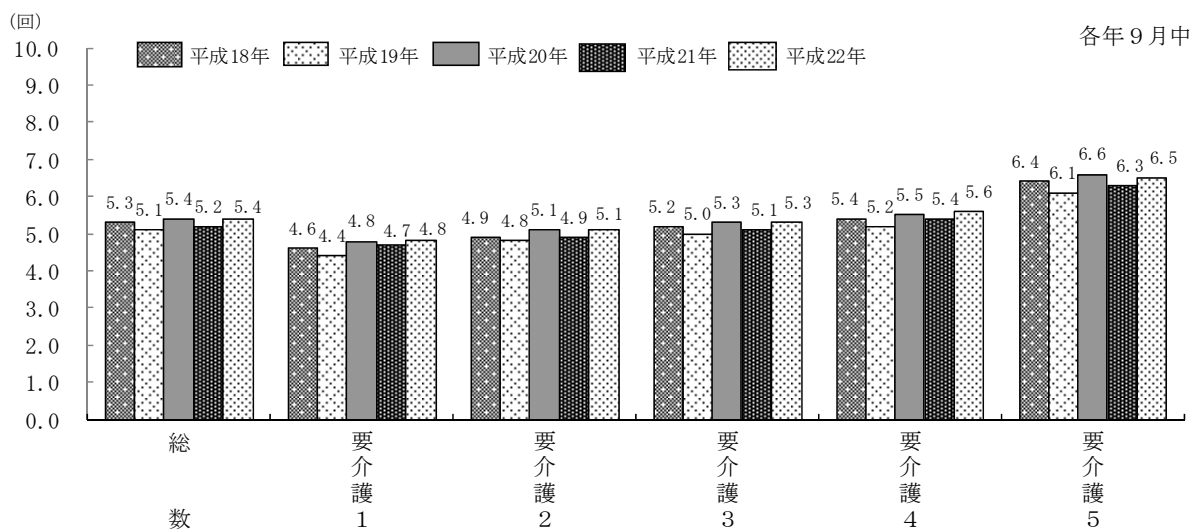
平成22年9月中の利用者の状況をみると、利用者1人当たりの訪問回数は、介護予防サービスでは4.0回、介護サービスでは5.5回となっている。利用者1人当たりの訪問回数を要介護（要支援）度別にみると「要介護5」が6.5回と最も多く、要介護度が高くなるに従い訪問回数が多くなっている。1事業所当たり利用者数をみると、介護予防サービスでは5.3人、介護サービスでは43.9人、1事業所当たり延利用者数は介護予防サービスでは21.3人、介護サービスでは243.3人となっている。（表16、図9）

表16 訪問看護ステーションの利用者1人当たり訪問回数、1事業所当たり利用者数、1事業所当たり延利用者数、要介護（要支援）度別

	平成22年9月中		
	利用者1人当たり 訪問回数(回)	1事業所当たり 利用者数(人)	1事業所当たり 延利用者数(人)
総数	5.4
介護予防サービス	4.0	5.3	21.3
要支援1	3.4	1.6	5.6
要支援2	4.3	3.6	15.4
介護サービス	5.5	43.9	243.3
要介護1	4.8	6.6	32.0
要介護2	5.1	9.2	47.1
要介護3	5.3	7.9	42.2
要介護4	5.6	8.4	46.9
要介護5	6.5	11.2	72.4

注：1）「総数」には、健康保険法等のみによる利用者を含まない。また、「介護予防サービス」には「要支援認定申請中」を、「介護サービス」には「要介護認定申請中」及び「その他」を含む。
2）「1事業所当たり利用者数」、「1事業所当たり延利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。

図9 訪問看護ステーションの要介護（要支援）度別にみた9月中の利用者1人当たり訪問回数の年次推移



注：「総数」には、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

これより、調査対象期間中（平成22年9月1日～30日）に訪問看護ステーションを利用した者の推計数である。

（２）性・年齢階級別利用者数

平成22年9月中の訪問看護ステーションの利用者のうち、介護保険法の利用者は、76.3%となっている。性別でみると、「男」は42.1%、「女」は57.9%となっており、年齢階級別にみると、介護保険法では「80～89歳」が41.0%、健康保険法等では「40～64歳」が32.3%と最も多くなっている。（表17）

表 17 支払い方法別にみた性・年齢階級別利用者数の構成割合

(単位：%) 平成22年9月

	総 数	介護保険法	健康保険法等
総 数	100.0 (100.0)	100.0 (76.3)	100.0 (23.7)
男	42.1	40.2	48.6
女	57.9	59.8	51.4
40歳未満	3.8	・	15.8
40～64歳	12.3	6.0	32.3
65～69	7.1	6.5	9.2
70～79	25.7	26.7	22.4
80～89	35.1	41.0	16.3
90歳以上	15.2	19.0	3.2

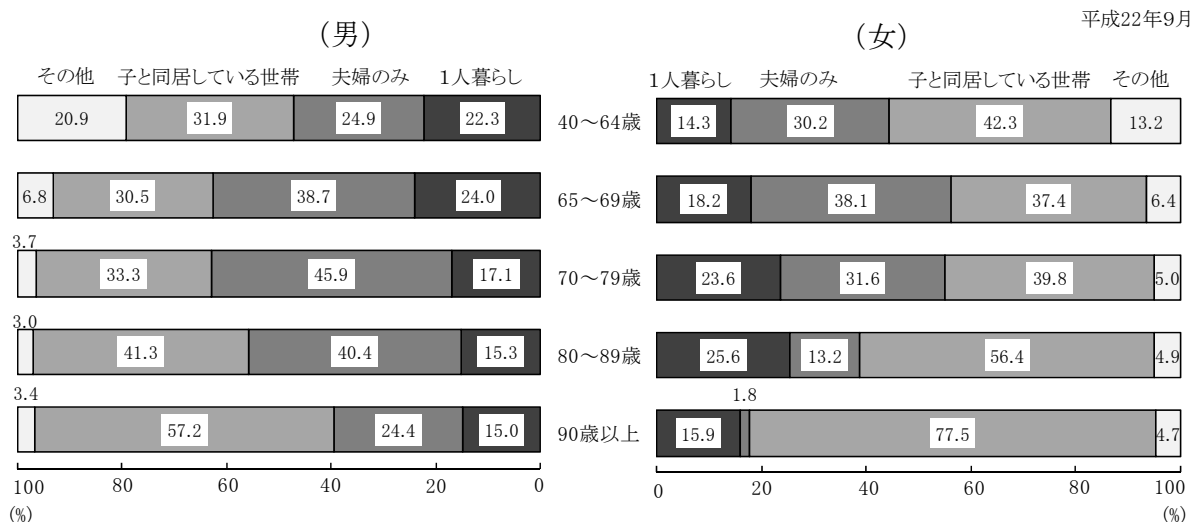
注：1) 総数には、年齢不詳を含む。

2) 「健康保険法等」の利用者は、介護保険法の支払いがなく、後期高齢者医療制度等の医療保険、公費負担医療等の支払いがあった者である。

（３）同居家族の状況

介護保険法による訪問看護ステーションの利用者について同居家族の状況を性・年齢階級別にみると、40歳～64歳では男女とも「子と同居している世帯」が多くなっており、70歳～79歳では男は「夫婦のみ」が多く、女は「子と同居している世帯」が多くなっている。80歳以上では男女とも「子と同居している世帯」が多くなっている（図10）。

図 10 性・年齢階級別にみた同居家族の状況の構成割合
(介護保険法による利用者)

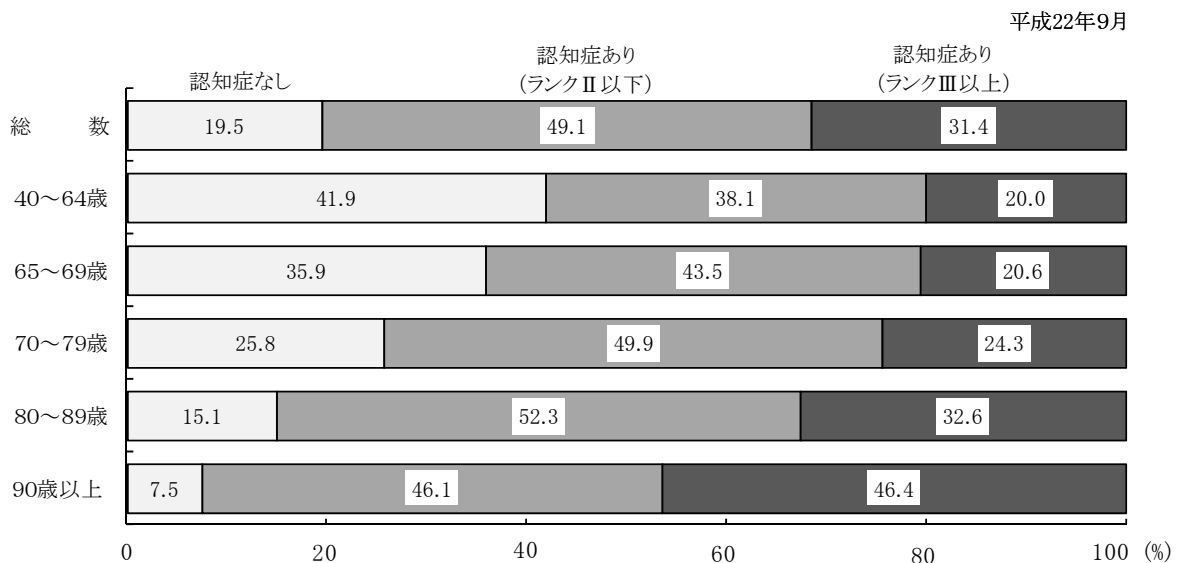


(4) 利用者の認知症の状況

年齢階級別に介護保険法による利用者の認知症高齢者の日常生活自立度の状況をみると、「認知症あり」は、加齢とともに増えており、80～89歳では約3人に1人が「認知症あり（ランクⅢ以上）」となっている（図11）。

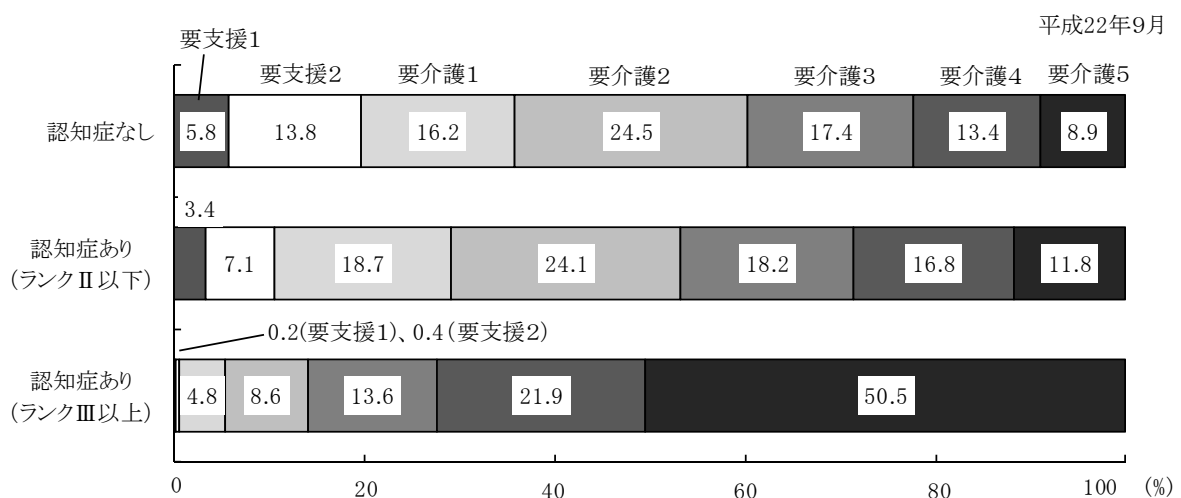
また、利用者の認知症の状況を要介護（要支援）度別にみると、認知症のランクが高くなるに従って、要介護度の高い人の割合が多くなり、「認知症あり（ランクⅢ以上）」では要介護5が約5割となっている（図12）。

図11 年齢階級別にみた認知症高齢者の日常生活自立度の構成割合
（介護保険法による利用者）



注：1) 認知症の状況には不詳を含まない。
2) 「認知症あり」のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。

図12 認知症高齢者の日常生活自立度別にみた要介護（要支援）度の構成割合
（介護保険法による利用者）



注：1) 介護保険法による利用者のうち、「申請中」を除く。
2) 「認知症あり」のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。

6 従事者の状況

(1) 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数

居宅サービス事業所の1事業所当たりの常勤換算従事者数は、訪問介護 8.0人、通所介護 9.2人となっている。

また、介護保険施設の1施設当たり常勤換算従事者数は、介護老人福祉施設 46.6人、介護老人保健施設 54.6人、介護療養型医療施設 34.4人となっている。(表18)

表18 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数

(単位:人)

平成22年10月1日現在

	訪問系			通所系			その他			介護保険施設						
	(介護予防)訪問介護	(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)訪問看護ステーション	(介護予防)通所介護	(介護予防)通所リハビリテーション		(介護予防)短期入所生活介護	(介護予防)特定施設入居者生活介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設				
					介護老人保健施設	医療施設										
総数	8.0	5.5	5.7	9.2	11.2	9.7	19.4	25.3	12.8	46.6	54.6	34.4				
医師	0.0	0.6	0.7	0.1	0.2	1.1	2.4				
看護師	...	0.8	4.2	0.5	0.5	0.8	0.9	1.5	*	0.2	2.0	4.5	5.5			
准看護師	...	0.9	0.4	0.6	0.6	0.6	0.9	1.1	*	0.2	2.0	5.7	6.6			
機能訓練指導員	0.6	0.4	0.5	0.7			
理学療法士	0.5	※	0.0	0.9	1.1	※	0.0	※	0.1	...	※	0.1	1.5	1.5
作業療法士	0.2	※	0.0	0.7	0.5	※	0.0	※	0.0	...	※	0.1	1.3	0.8
言語聴覚士	0.0	※	0.0	0.1	0.1	※	0.0	※	0.0	...	※	0.0	0.2	0.3
柔道整復師	※	0.0	※	0.0	※	0.0	...	※	0.0
あん摩マッサージ指圧師	※	0.0	※	0.0	※	0.1	...	※	0.1
介護支援専門員・計画作成担当者	0.4	0.8	0.8	1.2	1.5	1.1				
生活相談員・支援相談員	1.3	0.8	1.1	...	1.4	1.7	...				
社会福祉士(再掲)	0.2	0.2	0.2	...	0.4	0.7	...				
介護職員(訪問介護員)	7.7	3.5	...	5.1	7.7	5.9	13.1	17.2	11.3	31.1	29.7	14.2				
介護福祉士(再掲)	2.8	0.9	...	1.6	3.8	2.4	6.3	5.2	3.4	15.6	16.8	4.8				
介護職員基礎研修課程修了者(再掲)	0.1	0.0				
ホームヘルパー1級(再掲)	0.5	0.1				
ホームヘルパー2級(再掲)	4.3	1.3				
障害者生活支援員	0.0				
管理栄養士	0.0	0.3	0.8	1.0	0.7				
栄養士	0.0	0.2	0.3	0.3	0.3				
歯科衛生士	0.0	0.0	0.0				
調理員	0.4	1.0	2.4	1.8	...				
その他の職員	0.3	0.3	0.3	0.5	1.3	3.1	0.6	3.7	4.1	...				

- 注：1) 常勤換算従事者数は調査した職種であり、調査した職種以外は「…」とした。
 2) 従事者数不詳の事業所を除いて算出した。
 3) (介護予防)短期入所生活介護は、空床利用型の従事者を含まない。
 4) 介護療養型医療施設は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。
 5) 看護師には保健師及び助産師を含む。
 6) ※は機能訓練指導員の再掲である。
 7) *は介護職員の再掲である。
 8) 介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。
 9) 職種については抜粋であり、詳細な職種については21～23頁の統計表を参照。

(2) 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数

1事業所当たりの常勤換算看護・介護職員数をみると、訪問系サービスでは訪問介護が7.7人、通所系サービスでは通所リハビリテーションが8.1人となっている。

平成22年9月中の常勤換算看護・介護職員1人当たり延利用者数をみると、訪問系サービスでは訪問介護が91.0人、通所系サービスでは通所リハビリテーションが72.2人となっている。

(表19)

表19 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数

(単位:人)

各年10月1日現在

	1事業所当たり 常勤換算 看護・介護職員数		常勤換算看護・介護職員 1人当たり 9月中の延利用者数	
	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年
(訪問系)				
訪問介護	7.7	7.6	91.0	87.8
訪問入浴介護	5.2	4.9	30.6	31.7
訪問看護ステーション	4.6	4.5	79.2	75.7
(通所系)				
通所介護	6.2	6.2	70.8	69.8
通所リハビリテーション	8.1	7.8	72.2	72.0
介護老人保健施設	8.8	8.4	74.8	76.2
医療施設	7.3	7.2	68.8	66.6
(その他)				
短期入所生活介護	14.8	13.8	26.3	27.0
認知症対応型共同生活介護	11.3	11.3	・	・
特定施設入居者生活介護	19.8	19.6	・	・

注：1) 介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

2) 短期入所生活介護は、空床利用型の従事者を含まない。

3) 「1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数」は、従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

4) 「常勤換算看護・介護職員1人当たり9月中の延利用者数」は、従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

5) 看護・介護職員とは保健師、助産師、看護師、准看護師、介護職員のことである。

(3) 介護保険施設の常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数

介護保険施設の常勤換算看護・介護職員1人当たりの在所者数をみると、介護老人福祉施設は2.0人、介護老人保健施設は2.1人となっている(表20)。

表20 介護保険施設の常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数

(単位:人)

各年10月1日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設	
	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年
看護・介護職員	2.0	2.1	2.1	2.1
看護職員	17.7	18.3	8.2	8.2
介護職員	2.2	2.3	2.8	2.8

注:看護職員とは看護師(保健師を含む)、准看護師のことである。

統計表 (介護予防)居宅サービス事業所・介護保険施設の1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(3-1)

平成22年10月1日現在

	(介護予防)訪問介護			(介護予防)訪問入浴介護			(介護予防)訪問看護ステーション			(介護予防)通所介護			(介護予防)通所リハビリテーション (介護老人保健施設)			(介護予防)通所リハビリテーション (医療施設)			(介護予防)短期入所生活介護		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
総数	8.0	4.2	3.8	5.5	3.1	2.4	5.7	4.2	1.5	9.2	6.2	3.0	11.2	9.3	1.9	9.7	7.8	1.9	19.4	16.4	2.9
施設長
医師	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	0.1	0.7	0.6	0.0	0.1	0.0	0.1
歯科医師
薬剤師
看護師	0.8	0.3	0.5	4.1	3.0	1.1	0.5	0.3	0.2	0.5	0.4	0.1	0.8	0.6	0.2	0.9	0.7	0.1
准看護師	0.9	0.5	0.4	0.4	0.3	0.1	0.6	0.4	0.2	0.6	0.4	0.1	0.6	0.5	0.1	0.9	0.7	0.2
保健師	0.1	0.1	0.0
助産師	0.0	0.0	0.0
機能訓練指導員	0.6	0.4	0.2	0.4	0.3	0.1
理学療法士	0.5	0.4	0.1	※	0.0	※	0.0	※	0.0	0.9	0.9	0.1	1.1	0.9	0.1
作業療法士	0.2	0.2	0.1	※	0.0	※	0.0	※	0.0	0.7	0.6	0.1	0.5	0.4	0.1
言語聴覚士	0.0	0.0	0.0	※	0.0	※	0.0	※	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0
柔道整復師	※	0.0	※	0.0	※	0.0	※
あん摩マッサージ指圧師	※	0.0	※	0.0	※	0.0	※
歯科衛生士	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
精神保健福祉士等
専門職員
社会福祉主事
介護支援専門員・計画作成担当者	0.4	0.4	0.0
生活相談員・支援相談員	1.3	1.3	0.1	0.8	0.8	0.0
社会福祉士(再掲)	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0
障害者生活支援員
介護職員(訪問介護員)	7.7	4.0	3.8	3.5	2.1	1.4	5.1	3.4	1.7	7.7	6.3	1.4	5.9	4.6	1.3	13.1	11.3	1.8
介護福祉士(再掲)	2.8	2.0	0.8	0.9	0.7	0.2	1.6	1.3	0.3	3.8	3.5	0.3	2.4	2.1	0.3	6.3	5.9	0.3
介護職員基礎研修課程修了者(再掲)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
ホームヘルパー1級(再掲)	0.5	0.3	0.1	0.1	0.1	0.0
ホームヘルパー2級(再掲)	4.3	1.5	2.8	1.3	0.8	0.5
オペレーター
面接相談員
福祉用具専門相談員
管理栄養士	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0
栄養士	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0
調理員	0.4	0.2	0.2	1.0	0.7	0.3
その他の職員	0.3	0.2	0.0	0.3	0.2	0.1	0.3	0.2	0.1	0.5	0.3	0.2	1.3	0.9	0.4	

注：1) 常勤換算従事者数は調査した職種であり、調査した職種以外は「 」とした。

2) 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

3) 従事者不詳の事業所を除いて算出した。

4) (介護予防)短期入所生活介護は、空床利用型のみに従事者を含まない。

5) ※は機能訓練指導員の再掲である。

6) *は介護職員の再掲である。

7) ※※は専門職員の再掲である。

8) 介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

9) 介護療養型医療施設は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

10) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、(介護予防)通所リハビリテーションの看護師には保健師を含む。

統計表 (介護予防)居宅サービス事業所・介護保険施設の1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(3-2)

平成22年10月1日現在

	(介護予防)特定施設入居者生活介護			(介護予防)福祉用具貸与			特定(介護予防)福祉用具販売			夜間対応型訪問介護			(介護予防)認知症対応型通所介護			(介護予防)小規模多機能型居宅介護			(介護予防)認知症対応型共同生活介護		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
総数	25.3	20.2	5.1	4.4	4.1	0.3	4.5	4.2	0.3	9.3	5.8	3.6	6.6	4.7	1.9	11.0	8.5	2.5	12.8	10.5	2.3
施設長
医師	0.0	0.0	0.0
歯科医師
薬剤師
看護師	1.5	1.1	0.4	0.3	0.2	0.1	* 0.4	* 0.3	* 0.1	* 0.2	* 0.1	* 0.1
准看護師	1.1	0.8	0.3	0.3	0.2	0.1	* 0.5	* 0.4	* 0.1	* 0.2	* 0.2	* 0.0
保健師
助産師
機能訓練指導員	0.5	0.4	0.1	0.3	0.2	0.1
理学療法士	* 0.1	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0
作業療法士	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0
言語聴覚士	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0
柔道整復師	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0
あん摩マッサージ指圧師	* 0.1	* 0.1	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0
歯科衛生士	0.0	0.0	0.0
精神保健福祉士等
専門職員
社会福祉主事
介護支援専門員・計画作成担当者	0.8	0.8	0.1	0.7	0.6	0.1	0.8	0.8	0.1
生活相談員・支援相談員	1.1	1.1	0.0	1.1	1.1	0.1
社会福祉士(再掲)	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0
障害者生活支援員
介護職員(訪問介護員)	17.2	13.9	3.2	5.4	2.7	2.7	3.9	2.7	1.2	9.6	7.4	2.2	11.3	9.2	2.1
介護福祉士(再掲)	5.2	4.8	0.5	1.5	0.9	0.6	1.4	1.1	0.3	2.6	2.3	0.3	3.4	3.1	0.3
介護職員基礎研修課程修了者(再掲)	0.0	0.0	0.0
ホームヘルパー1級(再掲)	0.3	0.2	0.1
ホームヘルパー2級(再掲)	3.3	1.5	1.8
オペレーター	2.4	1.6	0.8
面接相談員	1.3	1.2	0.1
福祉用具専門相談員	3.4	3.3	0.2	3.4	3.2	0.2
管理栄養士	0.0	0.0	0.0
栄養士	0.0	0.0	0.0
調理員	0.2	0.1	0.1
その他の職員	3.1	2.0	1.1	0.9	0.9	0.1	1.1	1.0	0.1	0.2	0.2	0.0	0.3	0.2	0.1	0.6	0.4	0.2	0.6	0.5	0.1

注：1) 常勤換算従事者数は調査した職種であり、調査した職種以外は「 」とした。
 2) 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 3) 従事者不詳の事業所を除いて算出した。
 4) (介護予防)短期入所生活介護は、空床利用型のみに従事者を含まない。
 5) ※は機能訓練指導員の再掲である。
 6) *は介護職員の再掲である。
 7) ※※は専門職員の再掲である。
 8) 介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。
 9) 介護療養型医療施設は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。
 10) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、(介護予防)通所リハビリテーションの看護師には保健師を含む。

統計表 (介護予防)居宅サービス事業所・介護保険施設の1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(3-3)

平成22年10月1日現在

	地域密着型特定施設入居者生活介護			地域密着型介護老人福祉施設			介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)			居宅介護支援事業所			介護老人福祉施設			介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
総数	14.3	12.2	2.2	21.1	18.3	2.8	5.1	4.6	0.5	2.6	2.4	0.2	46.6	39.8	6.7	54.6	49.0	5.6	34.4	31.4	3.0
施設長	0.6	0.6	0.0	0.8	0.8	0.0
医師	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0	0.2	1.1	0.9	0.1	2.4	1.8	0.6
歯科医師	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
薬剤師	0.3	0.1	0.2	0.9	0.8	0.1
看護師	0.7	0.5	0.1	0.9	0.8	0.1	※※ 0.6	※※ 0.5	※※ 0.1	2.0	1.6	0.3	4.5	3.9	0.7	5.5	5.0	0.5
准看護師	0.8	0.7	0.1	0.8	0.7	0.1	2.0	1.7	0.3	5.7	5.1	0.7	6.6	6.1	0.6
保健師	※※ 0.8	※※ 0.7	※※ 0.0
助産師
機能訓練指導員	0.5	0.4	0.1	0.5	0.4	0.1	0.7	0.7	0.1
理学療法士	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0	1.5	1.4	0.1	1.5	1.4	0.0
作業療法士	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0	1.3	1.2	0.1	0.8	0.7	0.0
言語聴覚士	※ -	※ -	※ -	※ 0.0	※ 0.0	※ -	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	0.2	0.2	0.0	0.3	0.3	0.0
柔道整復師	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ -	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0
あん摩マッサージ指圧師	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0
歯科衛生士
精神保健福祉士等	0.1	0.1	0.0
専門職員	4.6	4.1	0.4
社会福祉主事	※※ 0.1	※※ 0.1	※※ 0.0
介護支援専門員・計画作成担当者	0.6	0.6	0.0	0.7	0.7	0.0	※※ 1.9	※※ 1.7	※※ 0.3	2.4	2.2	0.2	1.2	1.2	0.0	1.5	1.5	0.0	1.1	1.0	0.0
生活相談員・支援相談員	0.7	0.7	0.0	0.9	0.9	0.0	1.4	1.4	0.0	1.7	1.6	0.0
社会福祉士(再掲)	0.1	0.1	0.0	0.2	0.2	0.0	※※ 1.2	※※ 1.1	※※ 0.1	0.4	0.4	0.0	0.7	0.7	0.0
障害者生活支援員	-	-	-	0.0	0.0	0.0
介護職員(訪問介護員)	9.8	8.4	1.4	13.9	12.3	1.6	31.1	27.0	4.1	29.7	27.3	2.5	14.2	13.2	1.1
介護福祉士(再掲)	3.1	2.8	0.2	6.3	6.1	0.3	15.6	14.8	0.8	16.8	16.2	0.6	4.8	4.7	0.1
介護職員基礎研修課程修了者(再掲)
ホームヘルパー1級(再掲)
ホームヘルパー2級(再掲)
オペレーター
面接相談員
福祉用具専門相談員
管理栄養士	0.4	0.4	0.0	0.8	0.8	0.0	1.0	1.0	0.0	0.7	0.7	0.0
栄養士	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0
調理員	0.9	0.6	0.4	2.4	1.8	0.6	1.8	1.4	0.4
その他の職員	1.2	0.9	0.4	1.0	0.7	0.3	0.6	0.4	0.1	0.2	0.1	0.0	3.7	2.6	1.1	4.1	3.2	0.9

注：1) 常勤換算従事者数は調査した職種であり、調査した職種以外は「 」とした。

2) 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

3) 従事者不詳の事業所を除いて算出した。

4) (介護予防)短期入所生活介護は、空床利用型のみのものでない。

5) ※は機能訓練指導員の再掲である。

6) *は介護職員の再掲である。

7) ※※は専門職員の再掲である。

8) 介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

9) 介護療養型医療施設は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

10) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、(介護予防)通所リハビリテーションの看護師には保健師を含む。

参考表

調査対象施設・事業所数

平成22年5月1日現在

	調査対象施設・事業所数
介護予防居宅サービス事業所	
介護予防訪問介護事業所	25 832
介護予防訪問入浴介護事業所	2 166
介護予防訪問看護ステーション	5 708
介護予防通所介護事業所	24 874
介護予防通所リハビリテーション事業所	6 416
介護予防短期入所生活介護事業所	7 364
介護予防短期入所療養介護事業所	5 156
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	3 058
介護予防福祉用具貸与事業所	6 763
特定介護予防福祉用具販売事業所	7 027
地域密着型介護予防サービス事業所	
介護予防認知症対応型通所介護事業所	3 370
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	1 930
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	9 713
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	4 241
居宅サービス事業所	
訪問介護事業所	26 685
訪問入浴介護事業所	2 389
訪問看護ステーション	5 864
通所介護事業所	25 847
通所リハビリテーション事業所	6 551
短期入所生活介護事業所	7 778
短期入所療養介護事業所	5 329
特定施設入居者生活介護事業所	3 243
福祉用具貸与事業所	7 001
特定福祉用具販売事業所	7 057
地域密着型サービス事業所	
夜間対応型訪問介護事業所	126
認知症対応型通所介護事業所	3 650
小規模多機能型居宅介護事業所	2 369
認知症対応型共同生活介護事業所	9 995
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	140
地域密着型介護老人福祉施設	320
居宅介護支援事業所	32 404
介護保険施設	
介護老人福祉施設	6 202
介護老人保健施設	3 687
介護療養型医療施設	2 025

注:調査対象施設・事業所数は、都道府県・指定都市・中核市から提供された平成22年5月1日現在のものである。

用語の定義

1 介護予防サービス・居宅サービス

(1) 介護予防訪問介護、訪問介護

居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(2) 介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供されて受ける入浴の介護

(3) 介護予防訪問看護、訪問看護

居宅で看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(4) 介護予防通所介護、通所介護

老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院・診療所に通って受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーション

(6) 介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等への短期入所で受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話

(8) 介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、特定施設サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(9) 介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるもの（厚生労働大臣が定めるもの）の貸与

(10) 特定介護予防福祉用具販売、特定福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴又は排せつの用に供するための用具等の販売

2 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

(1) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(2) 介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護

認知症の要介護者（要支援者）が、デイサービスを行う施設等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護

居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、又は短期間宿泊させ、当該拠点において受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(4) 介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者（要支援者）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(6) 地域密着型介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による市町村長の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

3 介護予防支援

居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを適切に利用するための介護予防サービス計画等の作成、介護予防サービス提供確保のための事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うもの

4 居宅介護支援

居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、在宅サービス等を適切に利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うもの

5 介護保険施設

(1) 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

(2) 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

(3) 介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

6 常勤換算従事者数

常勤者（当該施設・事業所において定められている勤務時間数のすべてを勤務している者）の兼務及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設（事業所）の通常の1週間の勤務時間で除し、小数点以下第1位で四捨五入した数と常勤者の専従職員数の合計

7 認知症のランク

「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。

- (1) ランクⅠ
何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- (2) ランクⅡ
日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
- (3) ランクⅢ
日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
- (4) ランクⅣ
日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- (5) ランクⅤ
著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

8 寝たきり度

「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」による。

- (1) ランクⅠ
何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する
 1. 交通機関等を利用して外出する
 2. 隣近所へなら外出する
- (2) ランクⅡ
屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない
 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する
 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
- (3) ランクⅢ
屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ
 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う
 2. 介助により車いすに移乗する
- (4) ランクⅣ
1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する
 1. 自力で寝返りをうつ
 2. 自力で寝返りもうたない